

令和 2 年

奈良市議会 1 2 月定例会
提出議案（別冊）

奈良市

目 次

奈良市議案第133号	奈良市特別職の職員の給与に関する条例等の一部改正 について……………	1
〃 第134号	奈良市一般職の職員の給与に関する条例及び奈良市一 般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例 の一部改正について……………	3
〃 第135号	奈良市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する 条例の一部改正について……………	5

奈良市特別職の職員の給与に関する条例等の一部改正について

奈良市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を次のように改正しようとする。

令和2年11月30日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(奈良市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 奈良市特別職の職員の給与に関する条例(昭和27年奈良市条例第29号)の一部を次のように改正する。

第6条中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の170」を「100分の165」に改める。

第2条 奈良市特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の165」を「100分の167.5」に改める。

(教育長の給与に関する条例の一部改正)

第3条 教育長の給与に関する条例(昭和45年奈良市条例第8号)の一部を次のように改正する。

第5条中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の170」を「100分の165」に改める。

第4条 教育長の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の165」を「100分の167.5」に改める。

(奈良市常勤の監査委員の給与に関する条例の一部改正)

第5条 奈良市常勤の監査委員の給与に関する条例(平成4年奈良市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第6条中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の170」を

「100分の165」に改める。

第6条 奈良市常勤の監査委員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の165」を「100分の167.5」に改める。

(奈良市公営企業管理者の給与に関する条例の一部改正)

第7条 奈良市公営企業管理者の給与に関する条例(昭和41年奈良市条例第29号)の一部を次のように改正する。

第5条中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の170」を「100分の165」に改める。

第8条 奈良市公営企業管理者の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の165」を「100分の167.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条及び第8条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

(提案理由)

市長、副市長、教育長、常勤の監査委員及び公営企業管理者の期末手当の支給割合の改定を行おうとするものである。

奈良市一般職の職員の給与に関する条例及び奈良市一般職の
任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正に
ついて

奈良市一般職の職員の給与に関する条例及び奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与
の特例に関する条例の一部を次のように改正しようとする。

令和2年11月30日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市一般職の職員の給与に関する条例及び奈良市一般職の任期付職員の採用及び
給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

(奈良市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 奈良市一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年奈良市条例第21号)の一
部を次のように改正する。

第24条第2項及び第3項中「100分の130」を「100分の125」に改める。

第2条 奈良市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第24条第2項及び第3項中「100分の125」を「100分の127.5」に改
める。

(奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第3条 奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成24年奈良
市条例第9号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の17
0」を「100分の165」に改める。

第4条 奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のよう
に改正する。

第6条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の
165」を「100分の167.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条及び第 4 条の規定は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

一般職の国家公務員の給与改定に準じ、一般職の職員及び特定任期付職員の期末手当の改定を行おうとするものである。

奈良市会計年度任用職員の給与及び費用 弁償に関する条例の一部改正について

奈良市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正しようとする。

令和2年11月30日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
奈良市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年奈良市条例第16号）の一部を次のように改正する。

附則に次の2項を加える。

（フルタイム会計年度任用職員の期末手当の特例）

6 令和2年12月に期末手当を支給する場合における第14条第1項の規定の適用については、同項の規定により準用される給与条例第24条第2項中「100分の125」とあるのは、「100分の130」とする。

（パートタイム会計年度任用職員の期末手当の特例）

7 令和2年12月に期末手当を支給する場合における第24条第1項の規定の適用については、同項の規定により準用される給与条例第24条第2項中「100分の125」とあるのは、「100分の130」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

奈良市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、令和2年12月に支給する会計年度任用職員の期末手当について現行の支給水準を維持するため、所要の改正を行おうとするものである。